

令和4年監査委員公表第5号

地方自治法第199条第4項に基づき令和4年度定例監査を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年11月24日

扶桑町監査委員 水野 敏夫

扶桑町監査委員 伊藤 猛

令和4年度定例監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条（昭和22年法律第67号）第4項に基づく監査

2. 監査の方針

令和4年度においては、町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、その他一般行政事務の組織及び運営管理が能率的に行われているか、財産管理が適正にされているかを主眼として監査を実施しました。

3. 監査期間及び対象

監 査 日 時	監 査 対 象 課 等	備 考
11月4日 9:30～	総務課、災害対策室、議会事務局、 監査委員事務局	
14:00～	総 評	
7日 9:30～	学校教育課、税務課、 会計課	
14:00～	総 評	
8日 9:30～	政策調整課、産業環境課、土木課	
14:00～	総 評	
9日 9:30～	都市整備課、介護健康課、 健康推進課	
14:00～	総 評	
10日 9:30～	生涯学習課、文化会館	
14:00～	総 評	
15日 9:30～	福祉児童課、多機能児童館等準備室、 住民課	
14:00～	総 評	

4. 監査の方法

監査対象課に対し財務に関する事務執行に関し、関係法令に基づき適正に執行されているかについて、各課等から提出された関係書類を抽出により照合するとともに、関係職員の出席を求め説明を聴取するなどの方法により審査しました。

5. 監査の結果

監査対象課等に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。その中で、一部不適切なものが次のとおりありましたので今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じてください。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知してください。

6. 指摘事項

(1) 納品書・見積書に受付印の押印漏れが見られた。今後、注意されたい。
(政策調整課)

(2) 業務委託契約書に添付されている「扶桑町業務委託契約約款」は、工事請負契約書の約款を流用していることから、契約の実態にそぐわないものが多数見受けられる。

たとえば、第1条「設計図書に従い」とあるが、設計図書がないものがある。第8条「設計図書の定めるところにより（中略）当該検査の結果を受注者に通知しなければならない」とあるが、設計図書がなく、受注者への通知のないものがある。契約書の作成にかえて請書を作成する場合、当該請書の裏面に第1条「この特約が添付される契約（以下本契約）という。と一体をなす」と記載されているが、本契約が存在しない。

以上のことから契約書様式全般を見直してください。

(総務課)

(3) 印紙税法において、国等が作成した課税文書に印紙を貼る必要はなく、国等と国等以外の者が共同作成した課税文書については、国等が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者が保存するものは国等が作成したものとみなすので、扶桑町が保存する文書に扶桑町は印紙を貼る必要がないにもかかわらず、扶桑町が印紙を貼っているものが見受けられる。

契約書作成に係る事務を見直してください。

(総務課)

(4) 8月26日に開催した農業委員会の報酬支払い起案が9月21日になされ10月7日に支払われた。

扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する規則第3条では報酬を速やかに支給するとあるので今後注意されたい。

(産業環境課)

(5) 6月20日開催した学校運営協働協議会委員の報酬支払い起案が7月21日になされ7月28日に支払われた。

扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する規則第3条では報酬を速やかに支給するとあるので今後注意されたい。

(学校教育課)

- (6) 委託事業として小中学校に、あるいは現職教育協議会等に直接支払われた資金の中に、所得税法第204条第1項に「講演の報酬・料金」に該当するものがあるが、源泉徴収されていない。

決算内容を確認のうえ、厳正に源泉徴収が行われるよう対策を講じてください。

(学校教育課)

- (7) 電気施設保守点検委託業務契約書に収入印紙の貼付がなされていないので貼付してください。

(調理場)

- (8) 公民館使用料は、扶桑町出納員等に関する規則第6条により1週間以内に会計管理者に納付しなければならないが、4月・6月・7月において2週間以上経過しても納付されない事案があった。

今後、同規則を遵守して事務を行ってください。

(生涯学習課)

- (9) 社会教育委員連絡協議会負担金の支払いについて、令和4年9月6日付けの請求書を9月18日に受付け、支出命令兼支出負担行為決議書が同日起案されている。

請求書の提出があったときは、扶桑町予算決算会計規則第34条を遵守し、速やかに事務を行うよう注意してください。

(生涯学習課)

- (10) 介護保険特別会計で未納返納金(介護給付費の返還請求費)について本来4月1日に調定すべきところを9月1日で起案されていた。

今後注意されたい。

(介護健康課)

7. 監査意見

今回実施した定例監査については、地方自治法その他関係法令の規定に基づき監査した結果、一部指摘あるいは訂正等があったものの、概ね適正に処理されているものと認められました。

今回の監査での意見を参考にさせていただき書類の作成を今一度再確認し、関係法令に適しているかなど、チェック体制の強化及び経費支出の効率化に配慮し、適正に執行されるように努めてください。